市民の皆さんと協働により進める
まちづくりの基本的なルール

「小樽市自治基本条例」制定経緯と取組などについて

平成３０年７月１４日(土)13:00～

小樽市総務部企画政策室

本日の市からの御報告

Ⅰ. 小樽市自治基本条例　制定経緯と概略

Ⅱ. 自治基本条例に基づく取組状況

Ⅲ. 今後について

Ⅰ.小樽市自治基本条例の制定経緯と概略

■全国の条例制定状況

すでに約３７０の自治体で
条例を制定し、運用している。

■初の自治基本(まちづくり)条例

平成１３年にニセコ町で初めて制定。
まちづくりの考え方を明文化した。

Ⅰ.小樽市自治基本条例の制定経緯と概略

なぜ自治基本条例が必要性なのか？

地方分権の進展

「地方分権一括法（平成１２年施行）」

⇒市は「地方政府」としての自立が求められる

⇒地域のことは地域で決める（自己決定・自己責任）

⇒自立した自治体運営の根拠となるルールが必要

Ⅰ．小樽市自治基本条例の制定経緯と概略

条例策定の過程

小樽市自治基本条例策定委員会

（平成２２年８月～平成２４年９月）

※学識経験者、まちづくり団体代表、市民公募等により構成

※策定委員会を26回開催し意見をまとめながら、ワークショップ（2回）、フォーラムを開催し広く御意見をいただきながら市へ提言

※いただいた提言を、市内部で検討・精査し、条例案を作成し、パブリックコメントを経て、市議会へ上程、平成25年第4回定例会で可決

⇨ 平成２６年４月より施行

Ⅰ.小樽市自治基本条例の制定経緯と概略

条例の概略

まちづくりのための基本的なルール

- まちづくりの概念の明文化
- 情報共有、参加、協働の基本原則
- 市民、議会、市(行政)の役割や責務

Ⅰ.小樽市自治基本条例の制定経緯と概略

条例の概略

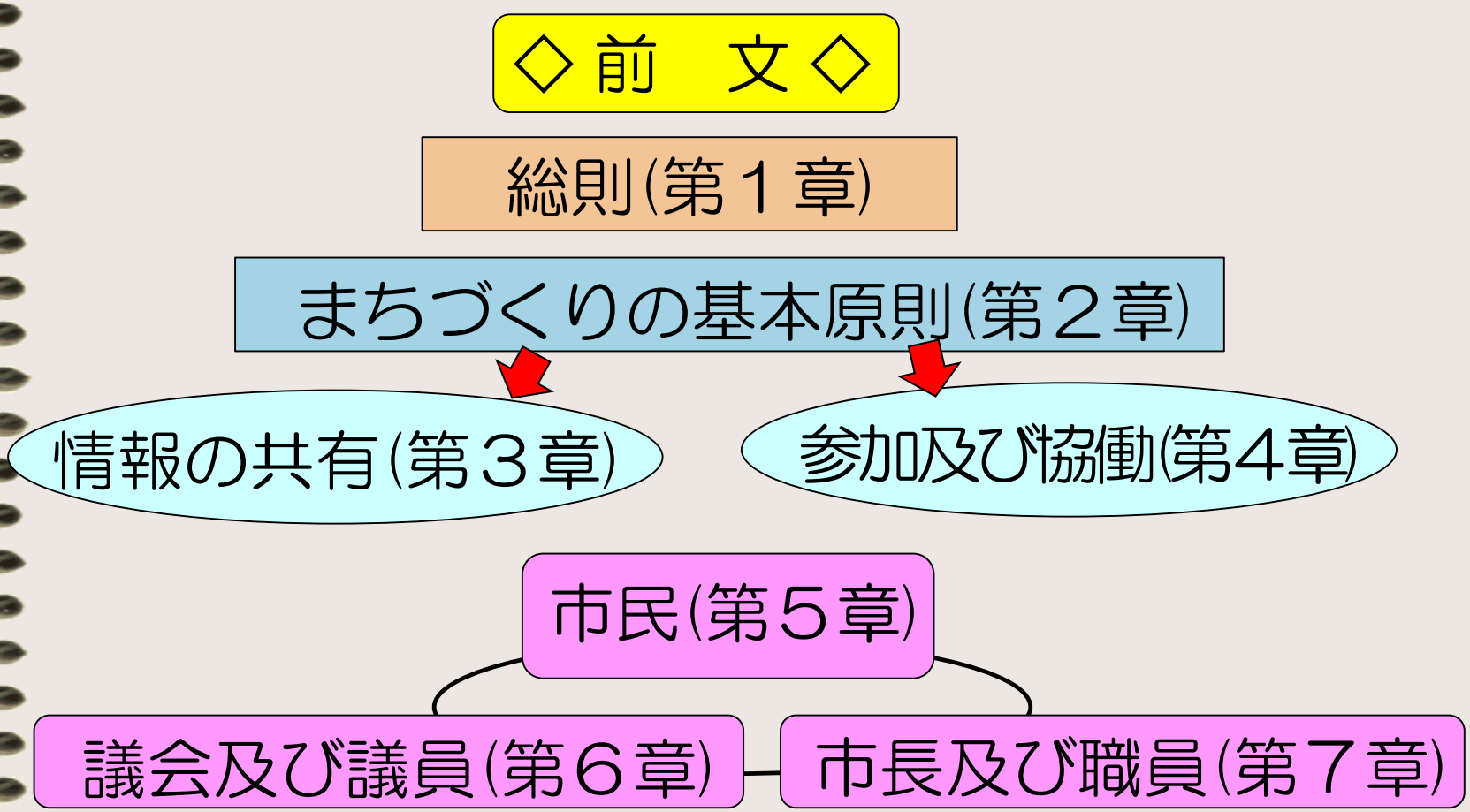

Ⅰ.小樽市自治基本条例の制定経緯と概略

条例の概略

行政運営(第８章)

「総合的な計画」「財政運営」「行政評価」「組織運営」「委員の公募」「説明責任」「法務」「関与団体」「行政手続」「外部監査」「公益通報制度」

魅力あるまちづくり(第９章)

安全で安心なまちづくり(第10章)

国、北海道、他の自治体等との連携及び協力(第11章)

条例の位置付け等(第12章)

Ⅱ. 自治基本条例に基づく取組状況

第８条関係　市民参加の推進

＜条文＞

（市民参加の推進）
第８条 市は、市民が主体的かつ自主的にまちづくりに参加することができるよう市民参加のための仕組みの整備及び充実を図るよう努めます。
２ 市は、まちづくりに関する政策の立案、実施及び評価の各段階において、市民の意見が反映されるよう努めます。
３ 市は、市民参加の仕組みを整備するに際し、参加する市民の年齢構成、男女比等について配慮します。

Ⅱ. 自治基本条例に基づく取組状況

第８条関係　市民参加の推進

まちづくりエントリー制度の実施

・市が設置する審議会等における市民公募へ事前登録していただく制度

平成28・29年度　第1期　１３２名登録（男性62名　女性70名）
４２名参加（男性17名　女性25名）

⇒一般公募以外にも市民の皆さんが審議会等に議論参加していただくことにより、会議の議論の幅が広がり、事業関係者とは別の視点からの御意見をいただくことができた

平成30・31年度　第2期　６２名登録（男性４０名　女性22名）
９名参加（男性 ５名　女性　４名）

Ⅱ. 自治基本条例に基づく取組状況

第８条関係　市民参加の推進

※市民公募委員の推移

（市が設置している審議会等のうち市民公募を行っているもの）

平成25年度：18人（10審議会等）
平成26年度：21人（12審議会等）
平成27年度：24人（14審議会等）
平成28年度：27人（16審議会等）
平成29年度：50人（19審議会等）

Ⅱ. 自治基本条例に基づく取組状況

第８条関係　市民参加の推進

行政評価市民会議の設置

・市が実施する事業や施策について市民目線で評価を行っていただく制度

平成28・29年度設置　構成：学識経験者１名、市民委員９名

＜評価対象＞

・平成２８年度：３３施策のうち２施策（除排雪・観光）
・平成２９年度：３３施策のうち３施策（地域医療・商業・都市景観）

⇒平成２８年度については、事業に対して意見のみをいただいたが、平成２９年度については、評価判定を行う予定であったが、成果指標等の不足により判定することができなかった。

Ⅱ. 自治基本条例に基づく取組状況

第８条関係　市民参加の推進

パブリックコメントの状況

・市が策定する条例や計画等の案に対して広く市民の皆様の御意見をいただく制度

	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施した計画等	件	17	4	14	8	14	13
意見が提出された計画等	計画等	2	3	1	3	14	13
意見提出者	人・団体	5	9	3	6	31	35
意見等の件数	件	5	20	3	25	121	94
計画等の修正件数	件	0	0	0	0	7	1

Ⅱ. 自治基本条例に基づく取組状況

第８条関係　市民参加の推進

各計画等におけるワークショップの実施状況

・次期総合計画「市民会議100」
　　H29年度　全5回　延276人参加
・北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画
　　H26年度　全3回　延36人参加
・小樽市歴史文化基本構想
　　H28年度　2回　H29年度　2回　延べ76人参加
・第二次小樽市観光基本計画
　　H28年度　1回　25名参加

Ⅱ. 自治基本条例に基づく取組状況

第９条関係
協働によるまちづくりの推進

＜条文＞

（協働によるまちづくりの推進）
第９条 市民、議会及び市は、この条例の目的を達成するため、互いの役割を認識し、支え合うことにより、協働によるまちづくりを推進します。
２ 市は、協働によるまちづくりの実効性を高めるため、市民に対して、まちづくりに関する情報の提供、参加する機会の提供その他の必要な支援に努めます。

Ⅱ. 自治基本条例に基づく取組状況

第９条関係
協働によるまちづくりの推進

各補助事業の情報提供

・地域づくり総合交付金（後志総合振興局）
・小樽市ふるさとまちづくり協働事業（小樽市）
・コミュニティ助成事業（（財）自治総合センター）
・公益財団法人太陽財団助成事業
・伊藤組１００年記念基金事業　　など

⇒　小樽市公式ホームページによる周知・活用の支援

Ⅱ. 自治基本条例に基づく取組状況

第１０条関係　コミュニティ

条文について

（コミュニティ）
第１０条 市民、議会及び市は、コミュニティがまちづくりにとって重要であることを認識し、守り育てるものとします。
２ 市は、コミュニティの主体性及び自立性並びに地域特性を尊重しながら、各コミュニティの情報交換のための体制整備、活動拠点の確保その他の必要な支援を行うよう努めます。

Ⅱ. 自治基本条例に基づく取組状況

第１０条関係　コミュニティ

町内会等に対する主な支援

- 小樽市総連合町会補助金（総連合町会・単位町会）
- 町内会館等建設補助金
- 町会支援員制度の実施
- 街路防犯灯のLED化への支援の実施

Ⅱ. 自治基本条例に基づく取組状況

第１０条関係　コミュニティ

「小樽市ふるさとまちづくり協働事業」による まちづくり活動への支援

目的：市民団体が取り組む個性豊かなまちづくり事業に対し、上限３０万円以内で助成金を交付し、市民と協働によるまちづくりを進める。

財源：「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例」により、お寄せいただいた寄付金

近年の助成実績：

Ｈ２９年度	９事業	２，３７５，３００円
Ｈ２８年度	１１事業	２，６１８，６７４円
Ｈ２７年度	１１事業	２，８７７，０００円
Ｈ２６年度	１２事業	２，４１４，３６６円

Ⅲ. 今後について

本日のフォーラムでの御意見や市の取組状況

小樽市自治基本条例検討委員会（８月設置）
（学識経験者、条例策定時委員、一般公募等）
⇒条例の取組状況の検証・見直しの必要性

市へ提言

⇒　条文の見直しをどうするか　市内部・議会議論
⇒　パブリックコメント
⇒　条文の見直しの要否判断（来年３月末）
⇒　条文改正、新たな取組などは平成３１年度